

介護サービス利用の皆様へのお願い

介護サービス事業者は、サービスを利用される方やご家族との信頼関係のもと、利用者が安心してサービスを受けられるように、ケア技術の向上など、質の高いサービスの提供に努めることになっています。

一方で、近年、介護現場において、サービス従事者に対する、利用者やご家族等からのハラスメントが問題になっています。

ハラスメントを防止することが、サービスを継続して円滑に利用できることにつながりますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い致します。

以下のような行為があれば、ハラスメントに該当し、サービスの提供が出来なくなる場合があります。

身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす、

その恐れのある行為

[例]

○たたく、ける、手をひっかく・つねる

○物を投げる、つばを吐く ○服をひきちぎる

精神的暴力

個人の尊厳や価値を言葉や態度に

よって傷つける行為

[例]

○大声を発する、威圧的な態度で接する

○理不尽なサービスを要求する

セクシャル
ハラスメント

性的な嫌がらせ行為

[例]

- 必要もなく身体を触る
- ヌード写真を見せる
- ひわいな言動を繰り返す
- サービスとは無関係に下半身を露出する

その他

過剰な要求など

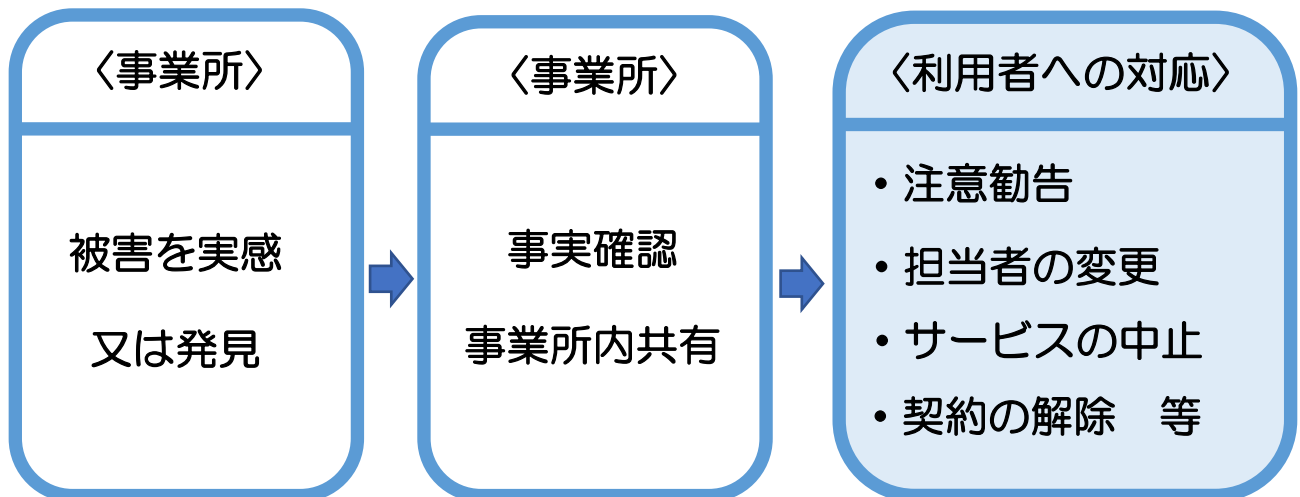
[例]

- 業務外サービスの強要
- 長時間の電話
- 特定の職員につきまとう

※認知症等の病気又は障がいの症状として現れた言動は除く。

(「介護現場におけるハラスメント事例集」令和2年度厚労省補助事業参照)

暴力などハラスメントが発生した場合の事業所の対応（例）



※当チラシは、厚生労働省の補助事業により株式会社三菱総合研究所が作成した「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」を参考に作成しています。

発行：那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課（令和3年10月）